

国立大学法人鳴門教育大学テニュアトラック制度に関する規程

令和 2 年 2 月 12 日

規程第 2 号

改正 令和 4 年 6 月 8 日規程第 50 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）が、優れた若手研究者及び教職経験者等多様な人材をテニュアトラック教員として採用し、教員養成を担当する教員として養成し、公正かつ厳格な審査を実施の上、教育研究上又は業務の遂行上優れた実績を認める場合にテニュアを付与し、もって本学の教育研究等の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) テニュア 任期の定めのない教員としての身分をいう。
 - (2) テニュアトラック制度 テニュアトラック期間満了時までにはテニュア審査を行い、可とされた教員にテニュアを付与する制度（テニュアの付与が不可となった場合は、テニュアトラック期間満了をもって退職する制度）をいう。
 - (3) テニュアトラック教員 テニュアトラック制度により採用された教員をいう。
 - (4) テニュアトラック期間 テニュアトラック教員として採用されてからテニュアを獲得するまでの期間（テニュアの付与が不可となった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいう。
 - (5) テニュア審査 テニュアトラック教員の教育研究活動の実績及び教育研究その他の必要な能力を厳正に評価し、テニュアを付与するための資格審査をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、テニュアトラック教員の選考等の取扱いについては、原則として、国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程（平成16年規程第7号。以下「教員選考規程」という。）に定めるとおりとする。

(対象となる職)

第3条 テニュアトラック教員の対象となる職は、准教授、講師及び助教とする。

(テニュアトラック期間)

第4条 テニュアトラック期間は、5年以内の範囲で国立大学法人鳴門教育大学人事委員会規程（平成16年規程第6号）に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該テニュアトラック教員が学長に申し出るにより、休暇又は休業を取得する期間の範囲内で、テニュアトラック期間を延長することができる。
- (1) 国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年4月1日規程第18号）第22条第1項第5号又は第6号に定める休暇を取得する場合
 - (2) 国立大学法人鳴門教育大学就業規則（平成16年4月1日規則第23号）第44条に定める育児休業又は第45条に定める介護休業を取得する場合

(給与)

第5条 テニュアトラック教員の給与は、国立大学法人鳴門教育大学特定年俸制適用職員給与規程の定めるところによる。

2 テニユアトラック教員は、年俸額を改定しない。

(募集)

第6条 テニユアトラック教員の採用人事は、原則として公募により行う。

(選考及び審査基準)

第7条 テニユアトラック教員として採用される者に係る選考基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 准教授として採用する場合 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（平成16年規則第21号。以下「教員選考基準」という。）に規定する准教授の資格及び教員選考基準に関する取扱いについて（平成25年6月12日 教育研究評議会）を準用する。

(2) 講師として採用する場合 教員選考基準に規定する講師の資格を準用する。

(3) 助教として採用する場合 教員選考基準に規定する助教の資格を準用する。

(候補者の選考)

第8条 テニユアトラック教員の選考及びテニユア審査は、国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項（平成16年学長裁定）に規定する教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

(候補者の決定)

第9条 テニユアトラック教員選考候補者の決定は、人事委員会において行う。

2 人事委員会は、テニユアトラック教員選考候補者を決定したときは、学長に報告しなければならない。

(教員選考)

第10条 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに教育研究評議会に付議しなければならない。

(同意及び説明責任)

第11条 テニユアトラック教員を採用する場合は、同意書（別記様式第1号）により、採用される者の同意を得なければならない。

2 当該専攻長は、前項の同意を得るにあたって、次の各号に掲げる事項について書面により説明しなければならない。

(1) テニユアトラック期間

(2) テニユアトラック期間中の職、労働条件及び業務内容

(3) テニユア審査の時期及び基準

(4) テニユア審査の結果、可とされた場合に付される職位

(5) その他必要と認める事項

(研究環境の整備)

第12条 学長は、研究スペースの確保、研究資金の措置、その他テニユアトラック教員が自立して研究活動を行うことができる環境の整備に努めるものとする。

(テニユア審査)

第13条 選考委員会は、原則としてテニユアトラック期間が満了する6月前までにテニユア審査を終えるものとする。ただし、第17条の規定による場合は、この限りでない。

2 選考委員会は、テニユアトラック教員が第4条第2項各号に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、当該休暇又は休業を取得する期間の範囲内で、テニユア審査の時期を遅らせることができる。

- 3 選考委員会は、テニユア審査の経過及び結果について、テニユア審査結果報告書（別記様式第2号）により人事委員会委員長に報告する。
- 4 人事委員会は、選考委員会の審査結果に人事委員会の意見を加味して総合的に判断し、その結果をテニユア審査報告書（別記様式第3号）により学長に報告する。
- 5 前項までの規定にかかわらず、専門分野の特性により人事委員会が必要ないと認める場合は、テニユアトラック期間中の実績を要件としないことができる。
（テニユアの付与）

第14条 学長は、前条によるテニユア審査結果の報告があったときは、速やかに教育研究評議会に付議し、テニユア付与の可否及び職位を決定する。

- 2 学長は、前項の規定よりテニユア付与の可否を決定したときは、テニユア審査結果通知書（別記様式第4号）により速やかにテニユアトラック教員に通知するとともに、当該専攻長に報告する。
（テニユア審査に対する不服申立て）

第15条 テニユアトラック教員は、テニユア審査結果について不服がある場合には、申立書（別記様式第5号）により、学長に不服申立てを行うことができる。

- 2 前項の不服申立ては、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。
- 3 学長は、第1項による不服申立てを受けた場合は、教育研究評議会に付議し、不服申立てに係る審査の要否を決定の上、審査の必要があると認めたときには、教育研究評議会の下にテニユア審査調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、人事委員会における審査手続及び審査結果の妥当性についての審査を付託する。この場合において、当該申立者は、調査委員会において意見陳述を行うことができる。
- 4 学長は、次の各号に掲げる場合について、不服申立てに係る審査結果報告書（別記様式第6号）により当該申立者に通知するとともに、当該専攻長に報告する。
 - (1) 前項の不服申立てに係る審査の要否について、不要と認めた場合
 - (2) 前項の調査委員会における審査の報告を受けた場合
- 5 学長は、第3項の規定による審査の結果、改めてテニユア審査を行う必要があると認めた場合には、調査委員会での審査結果を付して、人事委員会に対して再審査を求めるものとする。

（テニユア再審査）

第16条 人事委員会は、前条第5項の規定に基づき、不服申立てを受理した日から30日以内に再審査を実施し、テニユア資格再審査報告書（別記様式第7号）により学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の人事委員会における再審査結果について、別記様式第8号により当該申立者に通知するとともに、当該専攻長に報告する。
- 3 第1項に定める再審査は、原則として当該申立者のテニユアトラック期間が満了する3月前までに終えるものとする。
- 4 テニユア再審査の結果に対する不服の申立てはできないものとする。

（テニユア審査の特例）

第17条 テニユアトラック教員が、テニユアトラック期間内に次の各号のいずれかに該当する場合は、テニユア審査を繰り上げて行うことができる。

- (1) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科に係る主指導教員資格又は指導教員資

格を取得した場合

(2) 教育，研究，外部資金の獲得状況，大学運営，社会貢献等において顕著な業績が認められた場合

- 2 前項に基づきテニユア審査を繰り上げて受ける対象となるテニユアトラック教員は，所属する専攻長を通じて，テニユア審査繰上申請書（別記様式第9号）により学長に申請するものとする。
- 3 学長は，繰り上げて行ったテニユア審査の結果，適格と認めたときは，テニユアトラック教員にテニユアを付与することができる。
- 4 繰り上げ審査の結果，テニユアを付与しなかったときは，当初提示した実施時期にテニユア審査を行うものとする。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか，テニユアトラック制度の実施に関し必要な事項は，教育研究評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年7月1日から施行する。